



開会 午後2時10分

○委員長（小川進一君）

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名であります。

これより、さきの本会議に付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第16号 総社市工場立地法地域準則条例の制定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

企業誘致商工振興課長。

○企業誘致商工振興課長（林 啓二君） それでは、議案第16号 総社市工場立地法地域準則条例の制定について御説明いたします。

この条例は、工場立地法、昭和34年に制定されたものでございますけども、法に基づく対象となる工場の敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の製造業に対して法の改正が平成23年度に行われ、特定工場の敷地面積に対する緑地及び環境施設等の面積の割合について国が公表する基準の範囲内で市町村の条例で定めることができるとされていることから、敷地面積に対する緑地面積率及び環境施設面積率の割合を緩和した準則を定め、既存工場に対し限られた敷地面積内の生産規模の拡大、また新規企業が進出しやすい環境をつくり出すことで企業立地等を促進しようとするものでございます。

1枚お開きください。

第1条では、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、法準則に代わる準則を市が定めるとする制定の趣旨を掲げております。

第2条では、用語の意義は法において使用する用語の例によることとし、第1号で都市計画法による用途地域の準工業地域を準工業区域、第2号で都市計画法による用途地域の工業地域、工業専用地域及び用途地域の定めのない地域を工業区域、第3号で第1号、第2号以外の地域、住居、商業地域等をその他区域として規定しております。

第3条第1項では、表のとおり、それぞれの区域において緑地及び環境施設的面積について、敷地面積に対する割合を規定しております。国が公表する基準の範囲内での下限値を採用し、準工業区域では緑地面積比率を100分の10以上、環境施設的面積比率100分15以上、工業区域では緑地面積比率を100分の5以上、環境施設的面積比率100分の10以上と定めております。

第2項では、特定工場の敷地が複数の区域にわたる場合の取扱いについて、第3項ではそれぞれの区域の敷地割合が同率の場合の取扱いについて規定しております。

第4条では、緑地以外の環境施設以外の施設となる駐車場などの緑地、または太陽光発電施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設となる屋上庭園などの重複緑地については、緑地面積の50%までを算入することができることを規定しております。

附則第1項では、施行期日を令和5年4月1日とし、第2項につきましては経過措置に関する規

程でございまして、既存工場が生産施設を造成する場合の緑地及び環境施設の算定方法の読替えについて定めております。

説明は以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） すみません、この改正によって、今まで総社市に工場を建てたいと言っていてできなかった人、あるいは準工業地域にはなっていない、一体このことによって参入できる企業が増えるのか。また、面積は当然増えるので、どのようになるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小川進一君） 企業誘致商工振興課長。

○企業誘致商工振興課長（林 啓二君） 頓宮委員からの御質問ですが、具体的な例を挙げるのはなかなか難しい部分があるのかもしれませんが。緑地面積の率については、国の基準で定めるという形がある中で、企業としても生産性を上げるための面積を確保するためには苦勞されている部分があります。

例えば、生産工場だけじゃなくって、従業員を確保するための駐車場のスペースであるとか、そういったところも緑地の面積を確保することによって確保し難い、そういったことも案件でございます。そういったところも踏まえながら、企業としてもいろいろ検討している中で、こちらのほうとしても国の基準を説明する中で、生産施設を当初の計画より見直しをしたりとか、そういったことも考えているところもございます。実際にどの企業がというところをお答えするということはできませんけども、要件が今後緩和されて、市内の企業の立地促進に繋がっていけばと考えております。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第17号 総社市道路占用料徴収条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○地域応援課長（山本竜三君） 議案第17号 総社市道路占用料徴収条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

本改定は、令和4年12月の道路法施行令の改正により道路占用料の見直しが行われたことに伴い、市道の占用料の額を改定するため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

次のページをお開きください。

占用料の改正の詳細は、改正前後表の別表占用料の金額表の記載のとおりでございます。

この改正は、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等が反映されており、おおむね15%程度の増減となっております。

また、道路法施行令の条文に合わせて、占用物件の文言の修正も併せて行っております。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第18号 総社市高梁川出水災害危険区域に関する条例の制定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（目黒由基君） 議案第18号 総社市高梁川出水災害危険区域に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、高梁川出水における地域住民の安全を確保するため、河川管理者が整備する輪中堤の堤

外部分を限定的に災害危険区域に指定し、その区域内における居室を有する建築物の建築の制限を設けるため本条例を制定するものでございます。災害危険区域の指定に当たっては、河川管理者が行う堤防整備等の状況を踏まえた上で、洪水リスクに対する土地利用コントロールを行ってまいります。

それでは、条例の内容について説明をさせていただきます。

1枚お開きください。

まず、第1条では、建築基準法第39条の規定に基づき、災害危険区域に関し必要な事項を定め、地域住民の安全を確保することといった目的について規定をしております。

第2条では、災害危険区域の指定について規定をしております。

災害危険区域を指定するのは市長というふうに定めておるところでございます。

次に、第2項において指定の手續について定めており、指定については、指定区域を告示、それから一般の縦覧に付するということになっており、効力につきましては、第3項に記載のとおり、告示により効力が生じるということになっております。

次に、第3条では、建築物の建築の制限等について規定しております。

災害危険区域においては、建築の条件を満たしているものでなければ建築はできませんが、あらかじめ市長の認定を受けた建築物については建築できるというふうにしております。この市長が認める認定の要件といたしまして、第1号に建築制限基準高、こちらにつきましては、平成30年7月豪雨災害規模の高梁川の出水によって浸水が起こるといような水位でございますけれども、この水位の高さまで、岡山県、河川管理者が堤防整備を行いますので、その堤防の高さより上に地盤面を有する建築物につきましては建築できるということにしております。

第2号では、建築制限基準高より下の部分、要するに1階部分に居室を有しない建築物など、1階部分が車庫とかでございますけれども、2階部分に居室がある建築物を想定しているところでございます。また、建築制限基準高より下の部分の主要構造部を鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り、または鉄骨鉄筋コンクリート造りということを条件にしております。

第4条では、違反建築物に対する措置について、また第5条その他として、条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を規定しております。

最後、附則でございますけれども、この条例の施行日につきましては、令和5年4月1日から施行することにしております。

説明は以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質問はありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） すみません、この条例はよく分かるんですけど、これから建築する場合はこれって、例えば指定された地域にこの条件に満たない建築物が既にある場合、その場合はどう

なる、出ていかなきゃならないとか移動しなきゃいけないとか、そういうところはないんですか。

例えば、真備なんかも今終わりましたけど、その土地を持っている方は、土手のすぐそばに、そこはもう建てられないし土地さえも売れないというようなところがあるんですけど、例えば今まで住んでいたところが指定されたところにある場合、そういう例があるんですか。もうちょっと詳しく教えてください。

○委員長（小川進一君） 土木課長。

○土木課長（目黒由基君） すみません。3箇所やるんですけれども、柳谷地区と、それから下村、それから槻の3箇所でございます。住家を浸水から防ぐために住家の周りに特定の区域を囲むようにして輪中堤ということをしてまいりますから、今住家があるところはございません。ですから、この災害危険区域については、浸水許容というんですか、輪中堤をしてもまだ浸水の恐れがある、例えば田畑です、そういうところに新しく家を建てないように、住まい方の工夫というんですが、そういうことをしてくださいという制度でございます。

以上です。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第19号 総社市手数料条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

建築住宅課長。

○建設部次長兼建築住宅課長（八重信幸君） 議案第19号 総社市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

この改正は、建築基準法の改正に伴い、建物外側に断熱改修などを行った場合における建築物の高さの制限を緩和する特例制度などが追加されることから、関係条文の整理を行うものでございます。

1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

改正後で御説明させていただきます。

別表第3、15の項でございますが、これは、建築物のエネルギー消費性能の向上のために必要な構造上やむを得ない部分の床面積を不算入にする認定の審査手数料でございます。

1枚おはぐりいただきまして、21項でございますが、これも建築物のエネルギー消費性能の向上のために必要な構造上やむを得ない部分の高さが、高さ制限の限度を超える場合の特例許可の審査手数料でございます。

次に、54の項、55の項でございますが、これは複数の敷地を一つの敷地として認定する場合において、認定される建物以外の建物の申請に大規模な修繕、模様替えを追加する改正を行うものでございます。

その他につきましては、改正に伴う項ずれでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしています。

なお、手数料は県内他市の特定行政庁と同額となっております。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第20号 総社市営住宅条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

建築住宅課長。

○建設部次長兼建築住宅課長（八重信幸君） 議案第20号 総社市営住宅条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

この一部改正は、老朽化等しました市営住宅6団地の整理を実施しておりますが、その中で美袋上住宅の入居者の移転が完了しましたので、全7棟14戸の解体を行ったことから、市営住宅の管理

戸数を改める必要がありますので、条例の一部改正をするものでございます。

1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

改正前の第1条の表中、美袋上住宅の欄について削除するものでございます。

附則といたしまして、この改正は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第21号 総社市農業集落排水処理施設条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） 議案第21号 総社市農業集落排水処理施設条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

この条例の改正理由につきましては、インボイス制度が開始されるなどに伴い農業集落排水処理施設使用料の算定方法を改めるため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げますので、1枚お開き願います。

まず、第14条第1項につきましては、使用料の確定金額の端数処理につきまして、現行の10円未満の端数切捨てを1円未満の端数切捨てに改めるものでございます。

同条第2項につきましては、年度の途中で農業集落排水処理施設を使用している人数に変更が生じた場合の人数割の算定基準について追加をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することといたしますが、第14条第1項の改正につきましては令和5年10月1日から施行することといたしております。

なお、経過措置といたしまして、第14条第1項の改正は令和5年10月1日以後に額が確定する使用料から適用し、同日前に額が確定する使用料につきましては従前の例によることといたしており

ます。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第22号 総社市公共下水道条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） 議案第22号 総社市公共下水道条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

この条例の改正理由につきましては、インボイス制度が開始されることに伴い公共下水道使用料の算定方法を改めるため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げますので、1枚お開き願います。

第19条につきまして、使用料の確定金額の端数処理につきまして、現行の10円未満の端数切捨てを1円未満の端数切捨てに改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年10月1日から施行することといたしております。

なお、経過措置といたしまして、第19条の改正は令和5年10月1日以後に額が確定する使用料から適用し、同日前に額が確定する使用料につきましては従前の例によることといたしております。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第23号 総社市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長(国府英三君) 議案第23号 総社市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例の改正理由でございますが、宅地造成等の規制法の改正により、危険な盛土等を統一的な基準で包括的に規制されることになるため、墓地における造成工事の基準の適用範囲を改める必要が生じたことから、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして御説明いたしますので、1枚お開き願います。

第21条第1項第2号では、法律名を宅地造成及び特定盛土等規制法に改め、墓地の造成工事の基準を規定した適用除外について、新たに設定された特定盛土等規制区域に関する工事等を加えております。

また、同条同項第3号の改正については、森林法に係る開発行為の許可について条文の整備をしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年5月26日から施行することとしております。

経過措置として、宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項又は第2項の規定により、改正前の宅地造成等規制法により指定されている宅地造成工事規制区域の区域内における工事は従前の例によることを規定しております。

説明は以上でございます。

○委員長(小川進一君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第24号 令和4年度総社市一般会計補正予算(第11号)のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長(小川正義君) それでは、議案第24号 令和4年度総社市一般会計補正予算(第11号)につきまして御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正について、本委員会の所管に属する部分を便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の16、17ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第24節積立金のうち、説明欄1行目の赤米ヒカリノミ基金積立金399万9,000円の増額につきましては、赤米がゆの売上金と赤米フェスタの収益金から赤米ヒカリノミ基金への積立金でございます。

次に、18、19ページをお開きください。

第3款民生費、第4項災害救助費、第1目災害救助費、第18節負担金、補助及び交付金150万円の減額につきましては、平成30年7月豪雨災害により被害を受けた被災者からの利子補給金の申請が見込みより少なかったことによるものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費301万円の減額につきましては、当初西坂台地域汚水処理施設整備事業として実施する予定でありましたが、下水道の負担金事業として実施したため減額するものでございます。

次に、同款第2項清掃費、第1目清掃総務費2,200万4,000円の減額につきましては、総社広域環境施設組合負担金の確定に伴うものでございます。

次に、第2目塵芥処理費2,454万1,000円の減額につきましては、旧総社市一般廃棄物最終処分場閉山工事の事業費確定に伴うものでございます。

次に、第3目し尿処理費250万円の減額につきましては、し尿収集量の見込みに伴う減額でございます。

第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費につきましては、主なものとしまして、第12節委託料400万円の減額、これは立地適正化計画に基づく土地利用計画の調整が必要であり、今年度の策定は困難であることから農業振興地域の計画変更に係る委託料を減額するもの。

次に、第18節負担金、補助及び交付金875万円の減額は、説明欄記載の1番目、新型コロナウイルス感染症対応米農家緊急支援金について、支援金の申込み状況が予定よりも多かったことから1,400万円を増額するもの。説明欄2番目の新規就農総合支援事業補助金につきましては、就農1年目に融資を受けて機械購入を行う方に対する補助金等でございますが、就農を令和5年度に先延ばしするなどの理由により本年度の執行は不要となったことから1,275万円を減額するもの。説明欄3番目のそうじゃのお米支援補助金につきましては、ふるさと納税のお米の寄附申込み状況が予定よりも少なかったため1,000万円を減額するものでございます。

次に、第5目農地費のうち、第14節工事請負費778万1,000円の減額につきましては、小規模土地改良事業において、岡山県からの補助金が当初の予定よりも少なく、農道の整備、水路改良等の事業費を見直した結果、減額するものでございます。

次に、第18節負担金、補助及び交付金250万円の減額につきましては、今年度久代地区の県営圃場整備事業における基礎調査業務を計上しておりましたが、岡山県、総社市、地元の3者間で協議を進めてきた結果、圃場整備事業の採択要件を満たすことは困難との結論に至ったため事業を中止することとし、基礎調査業務に対する県への負担金を減額するものでございます。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、第27節繰出金4,581万4,000円の減額は、国民宿舎サンロード吉備路の営業収入の増額などが見込まれることから、国民宿舎事業費特別会計への繰出金を減額をしようとするものでございます。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費のうち、第14節工事請負費、第16節公有財産購入費、第21節補償、補填及び賠償金につきましては、南北道2路線の国の交付金の確定等による減額、増額で、第18節負担金、補助及び交付金につきましては県道路工事負担金の確定見込みに伴う減額、合わせまして1億1,645万4,000円減額するものでございます。

次に、同款第5項住宅費、第1目住宅管理費、第21節補償、補填及び賠償金200万円の減額は、老朽化した市営住宅からの移転に係る補償金でございますが、移転者が見込みより少なかったことによるものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

○委員長（小川進一君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） 続きまして、歳入について、本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、予算書12ページ、13ページへお戻りください。

第13款分担金及び負担金、第1項分担金、第6目農林業費分担金443万4,000円の減額につきましては、歳出で説明いたしました事業費減額に伴う地元分担金の減額でございます。

第14款使用料及び手数料、第2項手数料、第4目衛生手数料250万円の減額は、し尿収集等手数料の実績見込みによるものでございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第8目土木費国庫補助金3,872万9,000円の減額につきましては、補助事業費の確定によるものでございます。

第16款県支出金、第2項県補助金、第3目民生費県補助金、第4節災害救助費補助金75万円の減額及び、14ページ、15ページをお開きいただきまして、第6目農林業費県補助金1,626万円の減額につきましては、事業費確定によるものでございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第7目商工費寄附金399万9,000円の増額につきましては、赤米がゆの売上金と赤米フェスタの収益金をヒカリノミ事業へ寄附いただくものでございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入のうち、本委員会の所管に属するものは、説明欄の二つ目、県工事負担金精算還付金83万円で、令和3年度分の額確定によるものでございます。

第22款市債、第1項市債のうち、本委員会の所管に属するものは、第8目土木債で、道路整備事業費の確定に伴い2,560万円減額するものでございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正（追加）のうち、本委員会の所管に属するものは、第4款衛生費と第8款土木費の全てで、半導体不足により納期に不測の日数を要する、あるいは地元や関係機関との調整等に不測の日数を要するなどにより年度内に事業を完了することが困難なため、繰越明許の措置を取り、それぞれの額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

なお、各事業の繰越理由につきましては、予算書の最後に添付いたしております参考資料繰越予定事業明細書に記載のとおりでございます。

続きまして、第3条債務負担行為の補正について御説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正（変更）の土地改良事業農林漁業資金の借入れに関する元利償還令和4年度分につきまして国府西水路外1か所を小山東農道に、期間を令和5年度から令和17年度までを令和5年度から令和14年度までに、そして限度額を2,839万3,000円を2,072万2,000円に変更するものでございます。

続きまして、第4条地方債の補正について御説明いたしますので、第4表地方債補正（変更）を御覧ください。

本委員会の所管に属するものは、三つ目の道路整備事業で、歳入予算の補正に伴い市債の借入限度額を減額するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三上副委員長。

○委員（三上周治君） 調書の25ページ、お米のことです。

今回、申込み状況が見込みより多いためということだったんですが、ふるさと納税の関係で減額

で1,000万円上がっていて、25ページはコロナウイルスで2,400万円上がっているから、お金だけのことを言うわけではないんですが、見込み的にはどのぐらいのことを思われてて、今回こういうふうになったのか、お米のことで教えてください。

○委員長（小川進一君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 農家の方へのお米の支援金についてですが、こちらは、ふるさと納税の返礼4種類、きぬむすめ、ヒノヒカリ、にこまる、朝日、それと総社市で耕作されているものとしては多いあけぼの、こちらについての支援金でございます。

補助の内容としましては、JAのほうが表示される概算金にプラス市として4,000円を上乗せさせていただくというものでございますが、俵数の制限もございまして、1反当たり、ふるさと納税の返礼米につきましては2俵まで、それからあけぼのについては1俵まで4,000円を補助をさせていただくという内容でございました。

結局、今回うちがこの支援金をさせていただいた経緯としましては、米価の下落、これが一番大きいことになるんですけども、コロナ禍の中で米価が下落している、さらに物価の高騰で水稻をされている方が非常に困っているということで今回この支援金をさせていただきました。

当初は1万5,000俵で見込んでおりました。これは去年度の実績から勘案して、それよりはちょっと増えるであろうということで1万5,000俵を確保させていただいておりましたが、実際申込み状況を精査していきますと、今年度につきましては結構多めで、プラス3,500俵、1万8,500俵ぐらいになるのかなということでこの予算を取らせていただいております。ただ、最近また農協のほうとかにも確認はさせていただいたんですけども、それでも1万7,700俵ぐらいはあるのかなということでお答えはいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分について採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第27号 令和4年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第2号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） それでは、議案第27号 令和4年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、国民宿舎サンロード吉備路の一般管理費の減額及び経費の増額でございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,381万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億6,592万6,000円とするものでございます。

主な内容につきまして、便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の10、11ページをお開き願います。

第1款事業費、第1項事業費、第1目一般管理費4,500万円の減額につきましては、国民宿舎サンロード吉備路のリニューアルに伴う基本計画策定及び基本設計業務の一部である劣化度調査の事業費確定に伴う設計等委託料の減額でございます。

次に、第2項営業費、第1目経営費2,118万6,000円の増額につきましては、売上増収見込みによる営業費用の増加に伴う指定管理委託料の増額及び本年度で支払う消費税等の額の確定に伴う消費税及び地方消費税の増額でございます。

続きまして、歳入についてでございます。

1枚お戻りいただきまして、予算書の8ページ、9ページをお開き願います。

第1款事業収入2,200万円の増額及び第3款繰入金4,581万4,000円の減額につきましては、先ほど御説明いたしました売上増収見込みによる営業収入の増額及び今年度の収支見込みに伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第32号 令和5年度総社市国民宿舎事業費特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長(赤木郁哉君) 続きまして、議案第32号 令和5年度総社市国民宿舎事業費特別会計予算について御説明いたします。

予算書の329ページをお開き願います。329ページをお願いします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,000万円と定めようとするものでございます。

内容につきまして、便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の338ページ、339ページをお開きください。

第1款事業費、第1項事業費、第1目一般管理費、本年度予算15万7,000円でございます。

この経費は、国民宿舎サンロード吉備路の管理運営に伴う事務的経費で、主なものといたしまして、第12節委託料で、国民宿舎サンロード吉備路南側の県有地を借り受け駐車場等に使用しているところの除草をする委託料でございます。

次に、第2項営業費、第1目経営費、本年度予算額6億5,947万8,000円でございます。

この経費は、施設の経営に要する経費でございまして、第10節需用費は合併浄化槽の液中膜洗浄や部品交換、電気系統、加圧給湯更新等の修繕料でございます。

第12節委託料は、国民宿舎サンロード吉備路の指定管理者一般財団法人休暇村協会に対する運営業務委託料が主なものでございます。

第17節備品購入費は、客室備品やマイクロバスを更新するための経費でございます。

第26節公課費につきましては、令和5年度中に支払う消費税及び地方消費税が主なものでございます。

次に、第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目国民宿舎運営基金積立金予算額1,000円は、令和5年度に発生する基金の預金利子を積み立てようとするものでございます。

次に、第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費予算額1,036万4,000円は、不測の事態に備えるため計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、1枚戻っていただきまして、336、337ページでございます。

第1款事業収入、第1項営業収入、第1目営業収入本年度予算額6億1,400万円は、国民宿舎サンロード吉備路の宿泊、宴会、売店等の営業収入でございまして、コロナ禍前の令和元年度実績をベースに計上しております。

次に、第2款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金予算額1,000円は、国民宿舎運営基金の預金利子でございます。

次に、第3款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金、予算額5,599万7,000円は、入湯税などの繰り出し基準に基づき積算した額及び令和5年度の収支見込みによる不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,000円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

次に、第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入1,000円につきましては、予算調製でございます。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小西委員。

○委員（小西利一君） 備品の購入でマイクロバスほかとなっているんですが、前に行ったときに、冷蔵庫とか清浄機とかいろんなものがたがきて、もうぎりぎりのところでやっていると思うんですけど、その辺のことはこれでもう何とか間に合うんですかね、備品の購入。

○委員長（小川進一君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 本年度、備品購入としまして、先ほど申し上げました、製氷機であるとかスチームコンベクションオープンとか冷蔵ショーケースとか炊飯ジャーまでいろいろあるんですが、そちらのほうをある程度購入させていただきました。

備品購入費について、今把握してる時点では、一番大きなものは先ほども言っていたマイクロバスとかそういうものになってくると思いますが、その他に来年度といたしましては、和室とかのお布団であるとか洋室のベッドのマットレスであるとか、そういうものも今年20年目になりますので、この際調度品を入れ替えて、そういう部分での機能アップを図って集客の増進に努めるとしている次第でございます。

○委員長（小川進一君） 小西委員。

○委員（小西利一君） ありがとうございます。

相当傷んでいたんで、本当にこれでできるかなと心配しているんですけど。

あと、いろいろと問題になっているお湯の入替えですけど、これは週に1回きちっとやっとならると思うんですが、検査のほうもそのときにやっとならるんですかね。レジオネラ菌とか何とか菌か何か知らんけど、そういう検査的なものは。

○委員長（小川進一君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 湯の交換は、本市の国民宿舎サンロード吉備路の場合、毎週水曜日だったと思います。入れ替えて、そのときにきちんとそういうものの検査をしております。

す。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○委員(太田善介君) 予算と外れた話になるんですけど、国民宿舎サンロード吉備路でWi-Fiの入りが悪いとか、携帯の電話の電波が悪いとかということちょこちょこ聞くんですけども、今後何か改善策とかやられていく方向はありますでしょうか。事業者に頼んで、携帯用電波とかは基地局を近くに造ってもらうとか、レピーターを設置してもらおうとかはあると思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長(小川進一君) 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長(赤木郁哉君) そうですね、そちら、電波が入りにくいという声と私自身もよくあそこに行くんですが、携帯が繋がらないということもありますので、原因を調査をして、それから基地局のせいなのか建物のせいなのかそこら辺はよく調査検討して、今後の課題として進めてまいりたいと思います。

○委員長(小川進一君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に。

(「休憩しよう」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) では、休憩を取ります。

約10分間。

休憩 午後3時6分

再開 午後3時14分

○委員長(小川進一君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、議案第33号 令和5年度総社市水道事業会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（柚木 均君） 議案第33号 令和5年度総社市水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

総社市企業会計予算書の1ページをお開き願います。

まず、第2条業務の予定量でございますが、給水戸数を2万7,130戸、年間総給水量を765万9,000立方メートルと定めようとするものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款水道事業収益を14億1,100万円、支出の第1款水道事業費用を13億4,000万円と定めようとするものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額についてでございますが、収入の第1款資本的収入を8億1,600万円、支出の第1款資本的支出を16億2,200万円と定めようとするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億600万円につきましては、本文に記載しておりますとおり、補填することといたしております。

2ページをお開きください。

第5条企業債につきましては、起債の目的を水道施設改良事業として、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を予算書のとおり定めようとするものでございます。

第6条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、消費税及び地方消費税の支出に不足が生じた場合に限り、営業費用と営業外費用の間で流用が行えるように定めをするものでございます。

第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費1億75万2,000円と定めようとするものでございます。

第8条他会計からの補助金につきましては、旧簡易水道に係る水道事業運営資金等に充当するためのものでございます。

第9条たな卸資産の購入限度額につきましては、4,300万円と定めようとするものでございます。

次に、内容につきまして、令和5年度総社市水道事業会計予算提案説明補足資料によりまして主なものについて御説明を申し上げますので、補足資料の1ページをお開きください。A4で横のもので。

業務の予定量、予算第2条関係につきましては、人口も横ばいであることから、前年度並みと見込んだものでございます。

次に、収益的収入及び支出、予算第3条関係、これは営業活動に係る経費でございますが、まず収入第1款水道事業収益、第1項営業収益の給水収益を前年度と同額の10億8,100万円と見込んでいます。

第2項営業外収益につきましては、旧簡易水道事業に係る一般会計からの赤字補填分の補助金に

よる他会計補助金9,210万円等でございます。

収入全体では、14億1,100万円、対前年1,990万円、率にして1.39%の減となっております。

次に、支出でございます。

まず、第1款水道事業費用、第1項営業費用12億8,500万円につきましては、水道事業の運営や施設の維持管理に要する経費のほか、減価償却費、岡山県広域水道企業団からの受水費などが主なものとなっております。

第2項営業外費用4,300万円につきましては、企業債の償還利息及び消費税及び地方消費税が主なものでございます。

支出全体では13億4,000万円、対前年比2,300万円、率にして1.75%の増となっております。

厳しい収支となっておりますが、単年度収支で黒字を維持できる見込みとしております。

補足資料の2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出、これは投資活動に係る経費でございます。

収入の第1款資本的収入8億1,600万円の内訳といたしましては、企業債6億円、国庫補助金2,012万6,000円、給水装置工事の新規申込みによる分担金7,065万9,000円、配水管布設工事に伴う受益者の工事負担金や他の公共工事に伴う配水管移設工事等の負担金6,202万円、企業債償還元金のうち、簡易水道事業に係るものへの一般会計からの補助金6,319万5,000円となっております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出16億2,200万円の内訳といたしましては、第1項建設改良費14億790万円、第2項企業債償還金2億10万円を予定いたしております。建設改良費の主なものにつきましては、予算調書の10ページに記載しておりますとおり、水道施設整備費につきましては、老朽管更新工事2億4,300万円、小寺低区配水池築造等の東部統廃合事業として6億480万円、その他水道施設整備費として1億720万円などが主なものとなっております。

最後に、債務負担行為の執行状況について御説明いたしますので、予算書12ページをお開きください。

現在、水道事業会計で計上しております債務負担行為の一覧となっております。

令和4年11月議会で計上させていただきました2件を加えまして、全部で工事、業務を合わせて6件となっております。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小西委員。

○委員（小西利一君） チュッピーウオーターのことですけど、これは売上げの雑益が載っていますけど、支出のほうの雑支出の分と、これはプラス・マイナスということでもいいですかね。チュッピーウオーター自身はプラ・マイ・ゼロというかマイナスというか、どういう損得勘定になっとな

ですかね。

○委員長（小川進一君） 上水道課長。

○上水道課長（柚木 均君） チュッピーウォーターは、5年前から販売いたしております。かつても委員会、議会等で御質問をいただきまして、利益が幾らになるかということで令和元年の11月議会で質問がありまして、当時の部長が答弁した際、利益の計算としまして、2.6円掛ける販売本数ということをお申しております。

1本売ったら2.6円もうかりますということなんですけど、実際人件費が入っておりませんのでこういった形になるんだと思うんですけど、実際のところを申しますと、今、原材料費が高くなっておりますので、ペットボトルとか、それからシールとか、そういったものの材料費が高騰しておりますので、利益2.6円があるかどうかと言いましたら、私はちょっと今減っているのではないかとお思っておりますが、チュッピーウォーター、こちらは販売をさせていただいておりますが、主に災害時の応援物資として。

（「非常食」と呼ぶ者あり）

（「苦しいの」と呼ぶ者あり）

○環境水道部次長兼上水道課長（柚木 均君）（続） 他市で災害があったときに送っておりますので、そういった形で協力できるのではないかとお思っております。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） 小西委員。

○委員（小西利一君） 常に在庫は何本ぐらいを保管しとんですか、総社市は。

○委員長（小川進一君） 上水道課長。

○上水道課長（柚木 均君） 基本的には、年に1回2万本を購入させてもろうております。それから昨年度の残りとなんかということ、在庫、その2万本がなくなるまでという計算ではおあります。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） 小西委員。

○委員（小西利一君） 今日、チュッピーウォーターじゃないんですけど、5年間の備蓄品の水を市役所のほうで、期限が3月18日までの分を無料で子どもたちが配布しとられたんですけど、チュッピーウォーターも期限がありますよね。その辺で、チェックはされていると思うんですけど、2万本が全部はけてまた新しく2万本で、そうやって循環すればいいんですけど、その辺のことはうまくいっているんですか。

○委員長（小川進一君） 上水道課長。

○上水道課長（柚木 均君） 5年の備蓄ということで、5年前にいろいろな方に買っていたかと思っております。去年の同じ当初予算の時でしたかね、ちょうど5年の初めての期限が切れるようなときだったので、期限が切れるようなときに広報紙のほうで、出してあります。

それと、本当に備蓄しているところ、危機管理室なんか特にそうなんですけども、新しいものが来たら古いものを入替えという形で備蓄していただいておりますので、在庫が5年たってどうすればいいとかということは、問合せ等は受けてはおりません。

以上です。

○委員長（小川進一君） 他に質疑はありませんか。

三上副委員長。

○委員（三上周治君） すみません、小西委員の質問に乗っかるんですけど、たしかチュッピーウオーターって、ここに岡山県総社産ということがあって、ただこれの売れた本数がどうのこうのじゃなくて、このことによって総社市を全国にPRという目的もあったはずですから、まあお金には換算できないPR効果はあるのかなと柚木課長の答えで分かりましたが、そこにチュッピーウオーターを販売する際の費用化という文章が入っています。意味がよう分からんので説明していただけますか。

○委員長（小川進一君） 上水道課長。

○上水道課長（柚木 均君） 三上委員がおっしゃるのは、予算調書の8ページのことだと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○環境水道部次長兼上水道課長（柚木 均君）（続） 内訳で、①でチュッピーウオーターを販売する際の費用化、こちらのことだと思います。

実は、会計上の話になりますけども、チュッピーウオーターは貯蔵品として扱っております。チュッピーウオーターを販売したときに、貯蔵品が出庫されたことになり、収益が計上されます。収益計上と同時に購入時にかかった費用が計上されます。これを費用化と言います。貯蔵品は購入時に現金の支出は計上されますが、費用の計上はされないため、このような取扱いをしております。

以上でございます。

（「いいです。分からん」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） すみません、毎年2万本買っているということになると、2万本なくなったら2万本買うという形になる。あと残り何本になったら2万本買う。

なぜこんなことを聞くかということ、例えば、本当にぎりぎりになって注文をすると、例えば災害で1,000個出てしまったと、ほかのところに援助で送ったと。その後、急遽こちらで災害があったときに、次のものを注文して届く前に総社市民が救えないという。いわゆる防災の関係で言うと、ローリングストックという考え、常に2万本があると。なので、1万本なくなった時点で1万本購入するというような形にしておくべきじゃないかな、本来、災害のためのお水ということで考えると。その辺の、常に2万本あるという感覚ではないということですね。

○委員長（小川進一君） 上水道課長。

○上水道課長（柚木 均君） 委員おっしゃるように、常に2万本ではないです。ただ、2万本を仕入れてきて、そのうちの、すみません、数字を忘れたんですけど、ある程度の数量を危機管理室のほうに渡します。残った分を販売に充てるわけですけども、5年経ってますので、今まで100箱、去年も140箱を和歌山に送ったり、それから災害があったところに送ったりしておりますので、在庫の管理はしておりますので、毎年2万箱をきっちり3月に持ってくるというわけではなく、もし足らなくなったら、実を言いますと予算は余裕を持たせております。その分で足らなくなったら、事前に採水して新しく追加で購入するという手段を取ります。ただ、今まで一度もそれはやったことがないというのは聞いております。万が一に備えて、予算的な余裕を持たせております。

以上です。

○委員長（小川進一君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） ということは、常に何かあったら危機管理のところには1万本あるというふうに考えてよろしいんですか。

○委員長（小川進一君） 上水道課長。

○上水道課長（柚木 均君） 1万本あるかどうかは。相当数の数があります。

○委員長（小川進一君） 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 教えてください。

チュッピーウォーターなんですけれど、これはいつまで続けられるおつもりでしょうか。備蓄であれば普通の一般のやつの方が安かったりするんじゃないかと思うんですけど、目的と方法が何かいまいちちぐはぐに聞こえるんですけど。

○委員長（小川進一君） 上水道課長。

○上水道課長（柚木 均君） これを売って収益を得ようとするのが市の目的ではございません。

ただ、先ほど申しましたとおり、近隣の市町村、他県もそうですけども、何かあったときに総社市から即座に応援できるもの、災害があつて一番必要なのは飲み水ですので、チュッピーウォーターをそこに今はトラックに委託して送ってもらうんですけど、今まで何回も送ったことがあります。まずそれで、総社市はいつでも助けてくれるよという災害協定的なものです。

それとあとは、私がこれは思うのは、総社市は特に何も名物的なものがないんですね。この中で、総社市がチュッピーウォーターを販売しているということになりましたら、一つの名物、うちにはこれがあるよというのは、市民の方も言えるんじゃないかと思えます。実を言いますと、あまり本数は出てないんですけども、岡山空港とか、それから岡山天満屋にもこれは置いてありますので、そういった意味で今後も続けていきたいと思っております。

○委員長（小川進一君） ほかに質疑ありませんか。

（「いつまで続けるんですか」と呼ぶ者あり）

(「チュッピーが生きとる間」と呼ぶ者あり)

(「そういうこと」と呼ぶ者あり)

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川進一君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第34号 令和5年度総社市工業用水道事業会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長(柚木 均君) 議案第34号 令和5年度総社市工業用水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

総社市企業会計予算書の37ページをお開き願います。

まず、第2条業務の予定量でございますが、給水事業所数を19事業所、年間総給水量を73万2,000立方メートル、1日当たり基本使用水量を2,000立方メートルと定めようとするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款工業用水道事業収益を4,100万円とし、支出の第1款工業用水道事業費用を3,100万円と定めようとするものでございます。

第4条資本的収入及び支出の予定額についてでございますが、収入の第1款資本的収入を2万円とし、支出の第1款資本的支出を670万円と定めようとするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額668万円につきましては、本文中に記載しておりますとおり、補填することといたしております。

38ページをお開きください。

第5条予定支出の各項の経費の金額の流用につきまして、消費税及び地方消費税の支出に不足が生じた場合に限り、営業費用と営業外費用の間で流用を行えるように定めようとするものでございます。

第6条議会の議決を経なければ流用できない経費につきまして、職員給与費687万円と定めよう

とするものでございます。

第7条たな卸資産購入限度額につきましては、40万円と定めようとするものでございます。

次に、令和5年度総社市工業用水道事業会計予算提案説明補足資料により主なものにつきまして御説明を申し上げますので、補足資料の3ページを御覧ください。こちらのA4の横になります。

収益的収入及び支出でございますが、収入第1款工業用水道事業収益、第1項営業収益3,640万円につきましては、19事業者全体で日量2,000立方メートルの契約水量及び超過水量に係る使用料金3,638万8,000円が主なものでございます。

また、第2項営業外収益でございますが、長期前受金戻入364万3,000円が主なものでございます。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用は、工業用水道事業運営のための経常的経費及び減価償却費等として2,680万円。

第2項営業外費用につきましては、企業債の支払い利息28万円及び消費税及び地方消費税142万円を予定しております。

裏面の4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入第1款資本的収入、第1項工事負担金は、検定満期に伴う量水器の購入負担金として2万円を予定しております。

支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費として、取替え用量水器40万円、第2項企業債償還金の企業債償還元金の625万円となっております。

以上、おおむね前年並みの予算編成となっております。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第35号 令和5年度総社市下水道事業会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） 議案第35号 令和5年度総社市下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

総社市事業会計予算書の65ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、処理面積を1,345ha、水洗化人口を4万8,200人、年間総処理水量を622万立方メートルと定めようとするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、下水道事業収益を20億1,120万円、下水道事業費用を19億5,740万円と定めようとするものでございます。

次に、66ページをお開き願います。

第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を14億5,490万円、支出を14億7,790万円と定めようとするものでございます。

なお、第4条本文中に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,300万円は、減債積立金などで補填する予定といたしております。

収入及び支出の内容につきまして御説明いたしますので、80、81ページをお開き願います。

資本的収入及び支出は、営業活動等に係る収益、費用でございます。

収入の第1款下水道事業収益、第1項営業収益8億3,544万1,000円のうち、主なものといたしまして、第1目下水道使用料は、公共下水道と農業集落排水処理施設使用料でございます。第2目他会計負担金は、地方公営企業法第17条の2に基づく営業収支に関する一般会計からの負担金でございます。その他につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

第2項営業外収益、第3目他会計補助金は、地方公営企業法第17条の3に基づく営業外収益に関する一般会計からの補助金でございます。第4目長期前受金戻入といたしまして9億9,988万1,000円でございます。その他につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

第3項特別利益、第3目その他特別利益につきましても説明欄に記載のとおりでございます。

次に、支出でございますが、82、83ページをお開き願います。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用18億89万9,000円につきましては、第1目から第3目まで、管渠、ポンプ場、下水処理場の維持管理や汚水処理に係る経費、職員2名の人件費でございます。

84、85ページをお開きください。

第5目総係費として、職員6名の人件費に係るもののほか、下水道事業実施に係る事務的経費でございます。第6目減価償却費として10億1,600万円。

次に、86、87ページをお開きください。

第7目資産減耗費として80万円を予定しております。

第2項営業外費用1億3,735万円の主なものは、企業債借入れに伴う支払い利息、消費税及び地

方消費税納付の費用でございます。

第3項特別損失112万6,000円は、中原雨水ポンプ場電気設備工事に伴い発生したスクラップ売却に伴う国庫補助金返還金でございます。

第4項予備費につきましては、1,802万5,000円を計上いたしております。

次に、88、89ページを御覧ください。

資本的収入及び支出は、建設改良に係る収入、経費でございます。

資本的収入の内訳といたしましては、第1項企業債の借入れとして6億4,250万円。

第2項国庫補助金として1億6,250万円。

第3項から第6項まで下水道への接続に係る受益者の負担金、分担金でございます。

第8項他会計負担金は、地方公営企業法第17条の3に基づく収支に関する一般会計からの負担金でございます企業債償還金元金へ充当するための一般会計からの補助金でございます。

その他につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。

90、91ページをお開きください。

第1款資本的支出の内訳といたしましては、第1項建設改良費5億2,011万8,000円のうち、主なものは、職員2名分の人件費に係るもののほか、総社下水処理場の汚泥濃縮設備改築更新工事、脱水利設備改築詳細設計業務を行うものでございます。

第2項企業債償還金は元金償還金でございます。

第3項予備費といたしまして1,481万9,000円を計上いたしております。

67ページにお戻りください。

第5条債務負担行為につきましては、1行目の水洗便所改造資金利子補給及び2行目の同資金を貸し付けた融資機関に対する損失補償につきましては、同資金融資あっせん及び利子補給要綱により、資金を貸し付けた融資機関に対して利子補給を行う機関及び損失補償をすることができる限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。3行目の総社下水処理場汚泥濃縮設備更新工事につきましては、設備の使用機器等が受注生産であり、工期が複数年にわたることから債務負担行為を設定するもので、期間及び限度額を定めようとするものでございます。

第6条企業債につきましては、公共下水道事業の借入限度額を6億4,250万円に、また起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めようとするものでございます。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

続いて、68ページをお開き願います。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について記載のとおり定めようとするものでございます。

第9条他会計からの補助金につきましては、一般会計から補助を受ける金額を5億2,698万4,000円と定めようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三上副委員長。

○委員（三上周治君） ありがとうございました。

分からないことが多過ぎるんですけど、管渠施設のことでお尋ねします。

調書の25と35ページだと思うんですが、まず25ページの不明水対策を実施ということなんですけど、具体的にはどういう対策をされるのか、分かりませんので教えてください。それと、35ページの、これも管渠のことが書いてあります。新設等を計画的に実施していくというんですけど、具体的にもう計画とかは決まっているかどうか、その2点を教えてください。

○委員長（小川進一君） 下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） まず1点目、調書25ページの管渠施設の不明水対策を実施しについてでございますが、まず総社市の下水道は、前提として汚水のみを処理する分流式という方式でやっておりますが、管の老朽化等によってマンホールや管渠の継ぎ目などから雨水や地下水がしみ込んで、これが不明水ということになってきます。ですので、マンホール点検を行ったり、管渠内のカメラ調査を実施することによって、その調査結果を受けて、状況に応じて維持補修を行っていくものでございます。

以上でございます。

それから、続きまして2点目、管渠施設の新設等を計画的に実施し、調書35ページのところでございますが、下水道事業につきましては、一定期間内で事業実施する区域や施設の配置等を定めた下水道事業計画というものをつくって、それに基づき管渠整備を行っております。現在は施工中の井手、延地区を優先的に実施していく予定にいたしております。

以上です。

○委員（三上周治君） 分かりました。

○委員長（小川進一君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第36号 市道の路線認定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○地域応援課長（山本竜三君） 議案第36号 市道の路線認定について御説明申し上げます。

このたび認定しようとする路線の数は、4路線でございます。宅地開発に伴い築造された道路を新たに市道として認定していく必要が生じたため、道路法第8条2項の規定に基づき、市議会の議決を経て認定しようとするものでございます。

4路線の概要について御説明いたします。

道路計画等の内容を御覧ください。

指定道路は建築基準法の規定により市長から位置の指定を受けた道路3路線、新設道路は開発道路以外の開発により開発された道路1路線でございます。

その場所につきましては、次ページ以降のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第37号 市道の路線廃止についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

○委員長（小川進一君） 地域応援課長。

○地域応援課長（山本竜三君） 議案第37号 市道の路線廃止について御説明申し上げます。

このたび廃止しようとする路線の数は、4路線でございます。

市営真壁住宅解体に伴い既存の市道を廃止する必要が生じたため、道路法第10条3項の規定に基

づき、市議会の議決を経て廃止しようとするものでございます。

その場所につきましては、次ページ以降のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（小川進一君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、陳情第1号 総社市電気自動車等導入費助成金に関する陳情の審査に入ります。

本件について、当局から説明があれば説明願います。

○委員長（小川進一君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 総社市電気自動車等導入費助成金に関する陳情について御説明申し上げます。

陳情内容は、令和5年の電気自動車等導入費助成金について、購入契約日が令和4年5月20日からを対象とすることを求めています。昨年9月定例議会において、電気自動車等導入費助成金の補正予算について議決をいただいております。その後、総社市電気自動車等導入費助成金交付要綱を令和4年10月1日に施行し、10月1日以降の新規登録された電気自動車等に助成金を交付しております。また、9月定例議会の記者会見後、市内の自動車販売店に対し、議会の議決をいただければ実施できる旨を事前に伝えた上で助成金の概要を連絡させていただいております。この助成制度を実施するに当たり、基準日と助成金の支払い根拠を要綱で定め、適切に助成金を交付しております。

説明は以上でございます。

○委員長（小川進一君） この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時57分

再開 午後4時23分

○委員長（小川進一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御意見ありませんか。

小西委員。

○委員（小西利一君） 陳情が出ているんですが、この件に対しては、議会としては議場でもう採決して通った案件であります。この陳情を認めることは、全てをもう、議会の立場等もなくなりますので、一応この陳情を不採択とし、その後については市長答弁なり、要綱の不備の点は議会としてまた新たな形で当局に申入れをするということにしたいと思います。

○委員長（小川進一君） これより、本件を採決いたします。

本件は不採択とすべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は不採択とすべきであると決定いたしました。

なお、本件の議決結果に理由をつけなければならないことになっておりますが、その内容につきましてには委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長に一任と決定いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小川進一君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時25分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

産業建設委員会委員長 小 川 進 一